

セッション「自由主義思想の射程」

世話人：森岡邦泰（大阪商業大学）・中澤信彦（関西大学）

司会：森岡邦泰（大阪商業大学）

報告者：岩熊典乃（大阪市立大学）、中澤信彦（関西大学）

討論者：小田川大典（岡山大学）、古松丈周（旭川大学）

本セッションでは「自然」の概念を軸にE・バークとフランクフルト学派第一世代との比較研究が行われた。参加者 12 名。

第一報告の岩熊会員からは、「全体主義と自然——ナチ体制下の自然保護思想と『啓蒙の弁証法』の生命観」と題する報告が行われた。この報告では、全体主義のもと「自然」という表象はいかなる意味を担っていたかという観点から、ナチ体制による自然・動物保護実践のイデオログであった W.シェーニヒェンの自然観と、この体制からの亡命者たちの手になる『啓蒙の弁証法』の自然観との比較検討がなされた。前者をめぐるのは、「郷土」という空間を、人間・自然を問わず「優れた種」が生き生きと形作る 1 つの有機的な「全体」と捉えつつ、この有機体そのものの保全と訓育を目指すという発想が抽出された。他方、後者は、通常人間と人間の関係次元にのみ適用されてきた「物象化」という認識枠組みの射程を、動物や人間の身体という領域にまで拡張しつつ、生ける個々の生命を徹底的に物化し、アトム化し、苦痛に苛ませつつもそれを無化させてしまう 1 つの否定的連関としての「全体」を描き出していることが指摘された。これらの比較から、両者の間には、人間存在と他の自然的存在とを生命という位相において連続的に捉える観点が一種の時代意識として浮かび上がること、だが、全体主義のもと可能となる、これら生命間の関係をめぐっては対照的な見方が示されているということが結論された。

討論者の古松会員からは、ナチズムの自然保護思想が不可欠な前提としていた「民族共同体」という枠組みについて、この枠組みをより普遍的に拡大することが可能であるとしても、自然保護という実践は何らかの形で「全体性」への要求を放棄しえないのではないかと、また、フランクフルト学派の観点に立った時、自然保護はどのようなものとして描き直されるのか、という指摘がなされた。これに対して岩熊会員は、フランクフルト学派の観点から「全体性」をめぐる肯定的な像を考えていく上では、近年マルクス思想の文脈から提起されている、自由な諸個人による「アソシエーション」という構想が手がかりとなりうること、だが、アソシエーションのもとでの人間と自然の関係は、彼らの観点に立てば、「(自然) 保護」という概念に象徴されるような一方通行的関係ではあり得ず、さらに、マルクス思想の文脈から強調される「物質代謝の合理的規制と制御」という考え方も自然支配原理を再生産しうるものとして相対化されねばならないことが指摘できると、応答した。その他、フロアからは、「公益」と「共益」との関係、「全体性」とユートピアとの関係などをめぐって多くの質疑がなされたが、岩熊会員は、いずれも重要な指摘と受けとめつつ、今後の研究課題と

したいと応答していた。

第二報告の中澤会員からは、「バーク美学思想の社会・経済思想史的含意について——人間本性・共感・習俗——」と題する報告が行われた。バークの初期の美学論文『崇高と美』（1757）の内容が概観された後、彼の習俗論や労働観が美的観点から検討され、彼が美的観点から商業社会の自己調整と自己発展のメカニズムを解き明かそうとした次第が検討された。また、『崇高と美』の議論が、後年の『フランス革命の省察』（1790）やスミス『道徳感情論』（1757）がどのような関係を有しているかについても検討された。さらに、バークにおける共感の限界（の現代的意義）が習俗論との関連で検討された。

討論者の小田川会員からは、『崇高と美』における崇高と美の区別は宗教的知と世俗的知の峻別に対応していたのではないか、そのような文脈において『自然社会の擁護』（1757）や『フランス革命の省察』との関連が探られるべきでないか、との指摘がなされた。これに対して中澤会員は、これまでバークの思想を可能なかぎり世俗的な次元で読み解こうと努めていたが、『崇高と美』の研究を通じてそうしたアプローチの限界を認識しつつあり、小田川会員の指摘は的を射ている、と応答した。また、小田川会員からは、バークにおける共感の限界に関して、過去の恐怖の共有によって他者との共存を図るシュクラーの「恐怖のリベラリズム」はバーク崇高論（美論ではなく）に近いものではないだろうか、との指摘がなされた。中澤会員は、これを重要な指摘と受け止めつつも、今後の研究課題としたいと応答した。